

○ 総務省令第五十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十二日

総務大臣 石田 真敏

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定無線局の対象とする無線局)</p> <p>第十五条の二 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>〔削る〕</p> <p>六 略</p> <p>七 <del>設備規則第三条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局</del></p> <p>〔七の二〕九 略</p> <p>〔2 略</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>〔削る〕</p> <p>六 略</p> <p>七 <del>設備規則第三条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局</del> <del>設備規則第四十九条の七の四に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</del></p> <p>〔七の二〕十二 略</p> <p>(あつせん等の対象となる無線局に係る業務)</p> <p>第二十条の二 法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕六 略</p> <p>七 <del>設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信又は同条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う無線局を使用する業務</del></p> <p>(特定無線局の数の控除)</p> <p>第五十一条の十の二の二 法第百三条の二第六項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局(法第二十七条の二第二号に掲げる無線局であつて、広域専用電波を使用するものを除く。以下この条において同じ。)について、それぞれ当該各号に掲げる無線局とする。</p> <p>〔一 略</p> <p>一 <del>設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局又は同条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局</del> 同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局及び同条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局</p> <p>〔三 略</p> <p>〔2 略</p>	<p>(特定無線局の対象とする無線局)</p> <p>第十五条の二 〔同上〕</p> <p>〔一〕五 同上</p> <p>六 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信を行う陸上移動局</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔七の二〕九 同上</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 〔同上〕</p> <p>〔一〕五 同上</p> <p>六 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信を行う陸上移動局 設備規則第四十九条の七に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔七の二〕十二 同上</p> <p>(あつせん等の対象となる無線局に係る業務)</p> <p>第二十条の二 〔同上〕</p> <p>〔一〕六 同上</p> <p>七 <del>設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信又は同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局を使用する業務</del></p> <p>(特定無線局の数の控除)</p> <p>第五十一条の十の二の二 〔同上〕</p> <p>〔一 同上</p> <p>一 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信又は同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局 同条第五号に規定するMCA陸上移動通信を行う陸上移動局及び同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局</p> <p>〔三 同上</p> <p>〔2 同上</p>

別表第一号の三 許可を要しない工事設計の軽微な事項（第10条第1項関係）

第1 設備又は装置の工事設計の全部について変更する場合（設備又は装置の全部について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
[1～14 略]	
15 周波数測定装置、警報装置、監視装置、制御装置、注意信号発生装置、注意信号選択警報装置、空中線柱、給電線柱及び連絡線の工事設計	当該部分の全部について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。
[16～21 略]	

[注 略]

[第2 略]

別表第一号の三 許可を要しない工事設計の軽微な事項（第10条第1項関係）

第1 [同左]

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
[1～14 同左]	
15 周波数測定装置、警報装置、監視装置、 <u>制御装置（設備規則第3条第5号に規定するMCA陸上移動通信を行うものを除く。）</u> 、注意信号発生装置、注意信号選択警報装置、空中線柱、給電線柱及び連絡線の工事設計	当該部分の全部について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。
[16～21 同左]	

[注 同左]

[第2 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 略〕</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>〔第一節～第四節の四の七 略〕</p> <p>第四節の五 削除</p> <p>第四節の六 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の七の二・第四十九条の七の三）</p> <p>第四節の六の二 高度MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の七の四）</p> <p>〔第四節の七～第九節 略〕</p> <p>〔第五章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>〔一～四の七 略〕</p> <p>五 削除</p> <p>〔六 略〕</p> <p>六の二 「高度MCA陸上移動通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式を用いて、高度MCA制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を用いるものをいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して、当該高度MCA制御局と陸上移動局との間で行われる無線通信及びその無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。</p> <p>〔七～十四 略〕</p> <p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 同上〕</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>〔第二節～第四節の四の七 同上〕</p> <p>第四節の五 MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の七）</p> <p>第四節の六 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の七の二・第四十九条の七の三）</p> <p>〔第四節の七～第九節 同上〕</p> <p>〔第五章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一～四の七 同上〕</p> <p>五 「MCA陸上移動通信」とは、一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた二以上の周波数の電波のうち、MCA制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるもの（次号に規定するデジタルMCA制御局を除く。）をいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して当該MCA制御局と陸上移動局又は指令局（MCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。）との間で行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信を中継するためにMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。</p> <p>〔六 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔七～十四 同上〕</p> <p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 〔同上〕</p>

送信設備	許容偏差		
	上限（パーセント）	下限（パーセント）	
[一〇五 略]			
六 次に掲げる送信設備 〔一・二〕 略 〔三〕 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の四まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十七の項及び十八の項に掲げるものを除く。）	[略]	[略]	
[七〇十六 略]			
十七 時分割 ・直交周波 数分割多元 接続方式又は時分割・ シングルキ ャリア周波 数分割多元	次に掲げる送信設備 〔一〕 同上 〔二〕 第四十九条の七の四において無線設備の条件が定められている陸上移動局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信	[略]	[略]

送信設備	許容偏差		
	上限（パーセント）	下限（パーセント）	
[一〇五 同上]			
六 次に掲げる送信設備 〔一・二〕 同上 〔三〕 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十七の項及び十八の項に掲げるものを除く。）	[同上]	[同上]	
[七〇十六 同上]			
十七 時分割 ・直交周波 数分割多元 接続方式又は時分割・ シングルキ ャリア周波 数分割多元	次に掲げる送信設備 〔一〕 同上 〔新設〕	[同上]	[同上]

接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局高度MCA陸上移動通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備	装置を共有するものを除く。 ①) の送信設備 ② 略 ③ 略		
[十八・十九 略]			

[2・4 略]

(人体における比吸収率の許容値)

第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。))以外の人工衛星をいう。以下同じ。))に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。))及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局の無線設備(以下この項及び次項において「対象無線設備」という。))は、対象無線設備から発射される電波(対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。))から同時に複数の電波(以下この項及び次項において「複数電波」という。))を放射する機能を有する場合にあつては、複数電波)の人体(頭部及び両手を除く。))における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。))を毎キログラム当たり二ワット(四肢にあつては、毎キログラム当たり四ワット)以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

[一・二 略]

[2・3 略]

接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備	① 同上 ② 同上		
[十八・十九 同上]			

[2・4 同上]

(人体における比吸収率の許容値)

第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。))以外の人工衛星をいう。以下同じ。))に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。))及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局の無線設備(以下この項及び次項において「対象無線設備」という。))は、対象無線設備から発射される電波(対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。))から同時に複数の電波(以下この項及び次項において「複数電波」という。))を放射する機能を有する場合にあつては、複数電波)の人体(頭部及び両手を除く。))における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。))を毎キログラム当たり二ワット(四肢にあつては、毎キログラム当たり四ワット)以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

[一・二 同上]

[2・3 同上]

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「略」

〔2〕31 略

32) 高度MCA陸上移動通信を行う無線局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動中継局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九三〇MHz以上九五五MHz以下を除く。)	任意の一〇〇MHz幅で(一)五七テシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五MHz未満(三、〇〇〇MHz以上三、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(一)四七テシベル以下の値
	ロ 二、〇二〇MHz以上三、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)五二テシベル以下の値
陸上移動局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇MHz幅で(一)五七テシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)四七テシベル以下の値

第四節の五 削除

第四十九条の七 削除

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「同上」

〔2〕31 同上

「新設」

第四節の五 MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備

(MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の七 MCA陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下、九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)(MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はMCA陸上移動通信を行う陸上移動局、指令局若しくはMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)の無線設備で九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。ただし、総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認める無線設備であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

一 送信装置の条件

イ MCA制御局又はMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)の送信装置



- (1) 変調方式は、周波数変調であること。
- (2) 変調周波数は、三〇〇〇ヘルツ以内であること。
- (3) 周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より（±）五曲以内であること。
- (4) 周波数偏移が(3)に規定する値を超えることを防ぐ自動的制御装置を備え付けていること（専らデジタル信号を送信する送信装置の場合を除く。）。
- (5) (4)の自動的制御装置と変調器との間に低域ろ波器（三曲から一五曲までの間の各周波数について、当該各周波数における減衰量と一曲における減衰量との比が次の式により求められる値以上となるものに限る。）を備え付けていること（専らデジタル信号を送信する送信装置の場合を除く。）。
- $$60 \log_{10} (f / 3) \text{ ボルト } (\text{周波数偏移が } (\pm) 2.5 \text{ kHz 以内の電波を使用するものにあつては、} 80 \log_{10} (f / 3) \text{ ボルト})$$
- f は、3 kHz から 15 kHz までの間の当該各周波数（単位 kHz）とする。
- (6) 隣接チャネル漏えい電力は、一、二五〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントの変調をするために必要な入力電圧より一〇デシベル高い入力電圧を加えた場合において、次の値であること。
- (i) 周波数偏移が（±）二・五曲以内のものにあつては、搬送波の周波数から二・五曲離れた周波数の（±）四・二五曲の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値。
- (ii) 周波数偏移が（±）二・五曲を超えるものにあつては、搬送波の周波数から二・五曲離れた周波数の（±）八曲の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六五デシベル以上低い値。
- ロ 陸上移動局、指令局又は M C A 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（M C A 制御局と送信装置を共用するものを除く。）の送信装置
- (1) イの(1)から(6)までの条件に適合すること。
- (2) 発振方式は、発振周波数を水晶発振により制御する周波数シンセサイザ方式であること。
- (3) 送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より八〇曲高いものが自動的に選択されること。
- (4) 電力増幅器を接続することによつて空中線電力を切換えることができるものは、別に告示する条件によつて接続時に電力増幅器を識別し、動作を開始するものであること。
- 二 次の条件に適合する制御装置を装置していること。
- イ M C A 制御局又は M C A 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（M C A 制御局と送信装置を共用するものに限る。）の制御装置
- (1) 制御信号（終話信号を含む。以下この条において同じ。）は、次のとおりであること。

- (イ) 符号形式は、NRZ符号であること。
  - (ロ) 信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット（許容偏差は、百万分の二〇〇とする。）であること。
  - (ハ) MSK方式により変調されたものであつて、マーク周波数が一、二〇〇ヘルツ及びスペース周波数が一、八〇〇ヘルツ（許容偏差は、それぞれ百万分の二〇〇とする。）であるものであること。
  - (ニ) 信号のレベルは、周波数偏移を（±）五MHz以内に保持するものであること。
- (2) 総務大臣が別に告示する条件に適合する記憶装置を備え付けていること。
- (3) 連絡の設定のための制御信号の伝送方式は、タイムスロットランダムアクセス方式であること。
- (4) 通話の接続の方式は、待時式であること。
- (5) 通話に使用する電波の周波数を指示した後、当該通話に係る通信の中継を終了するときは、自動的に当該指示に係る周波数の電波により終話信号を送出すること。
- (6) 通話に使用する電波の周波数及び通話時間（最大一八〇秒とする。）を指示する制御信号の送出を開始してから通話時間経過後三秒以内に、自動的に当該指示に係る周波数の電波により終話信号を送出すること。
- ロ 陸上移動局、指令局又はMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（MCA制御局と制御装置を共用するものを除く。）の制御装置
- (1) イ(3)の条件に適合すること。
- (2) 制御信号は、次のとおりであること。
- (イ) イ(1)の(イ)及び(ロ)の条件に適合すること。
  - (ロ) 信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット（許容偏差は、百万分の二〇〇とする。）であること。
  - (ハ) MSK方式により、変調されたものであつて、マーク周波数が一、二〇〇ヘルツ及びスペース周波数が一、八〇〇ヘルツ（許容偏差は、それぞれ百万分の二〇〇とする。）であるものであること。
- (3) 〇・三二ミリボルトから一ミリボルトまでの範囲で任意に設定された値以上の受信機入力電圧が加えられたとき、空中線電力が自動的に一ワット以下に低下すること（九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の制御装置の場合に限る。）。
- (4) 使用する電波の周波数は、イ(1)の制御信号により指示されたものが自動的に選択されること。
- (5) 通話に使用する電波の周波数及び通話時間を指示する制御信号を受信した後指示された通話時間以内に、自動的に当該指示に係る周波数の電波の発射を停止し、かつ、受信する電波の周波数がイ(1)の制御信号の送信に使用する電波の周波数に自動的に切り替わること（陸上移動局及び指令局の制御装置の場合に限る。）。

〔第四十九条の七の三 略〕

第四節の六の二 高度MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備

(高度MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の七の四 高度MCA制御局(高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局(高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。))を含む。第一号及び第二項において同じ。)の無線設備で九四〇MHzを超え九四五MHz以下の周波数の電波を送信するもの又は高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局(高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局(高度MCA制御局と送信装置を共有するものを除く。))を含む。以下この条において「陸上移動局」という。)の無線設備で八九五MHzを超え九〇〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、高度MCA制御局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から高度MCA制御局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式であること。

ロ 高度MCA制御局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が、総務大臣が別に告示する方法により、自動的に識別されるものであること。

ハ 一の高度MCA制御局の通話チャネルから他の高度MCA制御局の通話チャネルへの切替えが、自動的に行われること。

ニ 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

(1) 高度MCA制御局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 陸上移動局の無線設備 各空中線端子における値の総和

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

ハ 相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

(6) 通話に使用する電波の受信機入力電圧が任意に設定された値以下であるとき又は終話信号を受信したときに、自動的に電波の発射を停止し、かつ、受信する電波の周波数がイの(1)の制御信号の送信に使用する電波の周波数に自動的に切り替わること(陸上移動局及び指令局の制御装置の場合に限る。)

(7) 無線設備の故障により電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が三六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること(陸上移動局及び指令局の制御装置の場合に限る。)

(8) 総務大臣が別に告示する条件に適合する記憶装置を備え付けていること。

〔第四十九条の七の三 同上〕

〔新設〕

- 2) 前項の陸上移動局の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である高度MCA制御局の電波を受信することによつて自動的に選択されること。
  - 二 高度MCA制御局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である高度MCA制御局からの制御情報に基づいて、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を持つること。
  - 三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の四・五MHzで(一)四八・五デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。
  - 四 空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。
  - 五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が二六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下となる場合は、空中線電力の低下分を送信空中線の絶対利得で補うことができるものとする。

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局

局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキユリテイシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

【一〇三 略】

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、地上基幹放送局、放送中継を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキユリテイシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三㎞以上四〇五・七㎞以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

【一〇五 略】

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
[1～5 略]		
6 100MHzを超え 470MHz以下	[1～9 略] 10 特定小電力無線局（注34、注36） [(1)・(2) 略] [11 略]	[略]

と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキユリテイシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

【一〇三 同上】

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、地上基幹放送局、放送中継を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキユリテイシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三㎞以上四〇五・七㎞以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

【一〇五 同上】

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
[1～5 同左]		
6 100MHzを超え 470MHz以下	[1～9 同左] 10 特定小電力無線局（注36） [(1)・(2) 同左] [11 同左]	[同左]

7 470MHzを超え 2, 450MHz以下	[ 1 ~ 3 略] 4 特定小電力無線局 (注34、注36) [(1)・(2) 略] [ 5 ~ 13 略]	[略]
[ 8 ・ 9 略]		

[注 1 ~ 30 略]

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1) 略]

- (2) 850MHz を超え 945MHz 以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの  
[削る]

[削る]

ア [略]

イ [略]

ウ 高度MCA陸上移動通信を行うもの

次の式により求められる値を許容偏差とする (f は、送信周波数 (単位 Hz) とする。)

⑦ 高度MCA制御局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局 (高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)

A 空中線電力が 38 デシベル (1 mW を 0 デシベルとする。以下この⑦において同じ。) を超えるもの  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

B 空中線電力が 20 デシベルを超え 38 デシベル以下のもの  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

C 空中線電力が 20 デシベル以下のもの  $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

7 470MHzを超え 2, 450MHz以下	[ 1 ~ 3 同左] 4 特定小電力無線局 (注36) [(1)・(2) 同左] [ 5 ~ 13 同左]	[同左]
[ 8 ・ 9 同左]		

[注 1 ~ 30 同左]

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1) 同左]

- (2) 850MHz を超え 940MHz 以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

ア MCA陸上移動通信を行うもの

⑦ MCA制御局

A 周波数偏移又は周波数偏位が (±) 2.5kHz を超え (±) 5 kHz 以内のもの  
1 (10<sup>-6</sup>)  
B 周波数偏移又は周波数偏位が (±) 2.5kHz 以内のもの 0.5 (10<sup>-6</sup>)

⑧ 指令局及び陸上移動局

A 周波数偏移又は周波数偏位が (±) 2.5kHz を超え (±) 5 kHz 以内のもの  
3 (10<sup>-6</sup>)  
B 周波数偏移又は周波数偏位が (±) 2.5kHz 以内のもの 2 (10<sup>-6</sup>)

イ MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局 (MCA制御局と送信設備を共用するものを除く。)

⑦ 周波数偏移又は周波数偏位が (±) 2.5kHz を超え (±) 5 kHz 以内のもの  
3 (10<sup>-6</sup>)

⑧ 周波数偏移又は周波数偏位が (±) 2.5kHz 以内のもの 2 (10<sup>-6</sup>)

ウ [同左]

エ [同左]

[新設]

(4) 陸上移動局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$  Hz

[(3)～(4) 略]

[32～57 略]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第14 略]

第15 削除

[第16 略]

第17 高度MCA陸上移動通信を行う無線局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、5MHzとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第18から第22まで 削除

[第23～第74 略]

別表第三号（第7条関係）

[1～17 略]

18 1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（17(1)の規定の適用があるものを除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[表略]

[19 略]

19の2 高度MCA陸上移動通信を行う無線局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

[20～64 略]

[(3)～(4) 同左]

[32～57 同左]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第14 同左]

第15 MCA陸上移動通信を行う無線局又はMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 周波数偏移又は周波数偏位が(±)2.5kHz以内のもの 8.5kHz
- 2 周波数偏移又は周波数偏位が(±)2.5kHzを超え(±)5kHz以内のもの 16kHz

[第16 同左]

第17から第22まで 削除

[第23～第74 同左]

別表第三号（第7条関係）

[1～17 同左]

18 MCA陸上移動通信を行う無線局、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び簡易無線局であつて、903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用するもの並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（17(1)の規定の適用があるものを除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[表同左]

[19 同左]

[新設]

[20～64 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。



改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一から一の八まで 削除</p> <p>〔一の九 略〕</p> <p>一の十 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの(第二十五号の四から第二十五号の六まで及び第七十二号に掲げるものを除く。)</p> <p>一の十一 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF-A電波、F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-N電波、F-X電波又はF-Z電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p> <p>〔一の十二〜二十の二 略〕</p> <p>一十の三 設備規則第四十九条の七の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は高度MCA制御局(同規則第三条第六号の二に規定する高度MCA制御局をいう。以下同じ。)の試験のための通信等を行う無線局(高度MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)に使用するための無線設備</p> <p>一十の四 設備規則第四十九条の七の四においてその無線設備の条件が定められている高度MCA制御局又は高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局(高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)に使用するための無線設備</p> <p>〔二十一〜七十七 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>一から一の三まで 削除</p> <p>一の四 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信を行う単一通信路の陸上移動局又は指令局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p> <p>一の五から一の八まで 削除</p> <p>〔一の九 同上〕</p> <p>一の十 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの(第一号の四、第二十五号の四、第二十五号の五及び第七十二号に掲げるものを除く。)</p> <p>一の十一 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF-A電波、F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-N電波、F-X電波又はF-Z電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの(第一号の四に掲げるものを除く。)</p> <p>〔一の十二〜二十の二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二十一〜七十七 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p>





スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	
局部発振器の周波数変動	周波数計	
ディエンフアシス特性	低周波発振器 直線検波器	
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	

〔注1〕 23 略〕

「イ 略」

ウ 申込設備が第二條第一項第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の二の三、第二十八号の二の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動

スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	
局部発振器の周波数変動	周波数計	
ディエンフアシス特性	低周波発振器 直線検波器	
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	

〔注1〕 23 同上〕

「イ 同上」

ウ 申込設備が第二條第一項第四号の四、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の二の三、第二十八号の二の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合

作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからずまで、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

[11・三 略]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

[様式略]

[注1～3 略]

- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
第2条第1項第1号の9に掲げる無線設備	S
[略]	[略]
第2条第1項第20号の2に掲げる無線設備	V X
第2条第1項第20号の3に掲げる無線設備	H R
第2条第1項第20号の4に掲げる無線設備	I R
[略]	[略]

[5 略]

には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからずまで、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

[11・三 同上]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

[同左]

[様式同左]

[注1～3 同左]

- 4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
第2条第1項第1号の4に掲げる無線設備	M又はN
第2条第1項第1号の9に掲げる無線設備	S
[同左]	[同左]
第2条第1項第20号の2に掲げる無線設備	V X
[同左]	[同左]

[5 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。